



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

県議会定例会の招集（財政課）	1
農業振興地域の区域の変更・4件（農政経済課）	1
都市計画の変更・8件（都市計画・モノレール課）	2

告 示

沖縄県告示第419号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和4年第7回沖縄県議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年11月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 招集の期日 令和4年11月30日
- 2 招集の場所 沖縄県議会議事堂

沖縄県告示第420号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、昭和50年沖縄県告示第81号で指定した農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和4年11月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 変更した地域の名称 豊見城農業振興地域
- 2 変更の内容 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画の変更に伴い、新たに市街化区域として定める地域に含まれる農業振興地域を豊見城農業振興地域から除外する。
- 3 縮小の範囲 別紙平面図のとおり（「別紙平面図」は、省略し、沖縄県農林水産部農政経済課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第421号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、昭和50年沖縄県告示第81号で指定した農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和4年11月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 変更した地域の名称 南風原農業振興地域
- 2 変更の内容 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画の変更に伴い、新たに市街化区域として定める地域に含まれる農業振興地域を南風原農業振興地域から除外する。
- 3 縮小の範囲 別紙平面図のとおり（「別紙平面図」は、省略し、沖縄県農林水産部農政経済課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第422号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、昭和51年沖縄県告示第29号で指定した農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和4年11月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 変更した地域の名称 与那原農業振興地域
 - 2 変更の内容 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画の変更に伴い、新たに市街化区域として定める地域に含まれる農業振興地域を与那原農業振興地域から除外する。
 - 3 縮小の範囲 別紙平面図のとおり（「別紙平面図」は、省略し、沖縄県農林水産部農政経済課において縦覧に供する。）
-

沖縄県告示第423号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、平成21年沖縄県告示第378号で指定した農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和4年11月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 変更した地域の名称 八重瀬農業振興地域
 - 2 変更の内容 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画の変更に伴い、新たに市街化区域として定める地域に含まれる農業振興地域を八重瀬農業振興地域から除外する。
 - 3 縮小の範囲 別紙平面図のとおり（「別紙平面図」は、省略し、沖縄県農林水産部農政経済課において縦覧に供する。）
-

沖縄県告示第424号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、本部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和4年11月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 本部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 なし
 - (2) 削除する部分 なし
 - 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
-

沖縄県告示第425号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、名護都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和4年11月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 名護都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 なし
 - (2) 削除する部分 なし
 - 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
-

沖縄県告示第426号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、中部広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和4年11月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 中部広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 なし
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第427号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和4年11月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 那覇広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 なし
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第428号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画区域区分を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和4年11月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 那覇広域都市計画区域区分
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 那覇市、宜野湾市、浦添市、豊見城市、与那原町、南風原町及び八重瀬町
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第429号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、南城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和4年11月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 南城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 なし
 - (2) 削除する部分 なし

3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第430号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、宮古都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和4年11月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 宮古都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 なし
 - (2) 削除する部分 なし

3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第431号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、石垣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和4年11月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 石垣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 なし
 - (2) 削除する部分 なし

3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地
---	--